

未熟児養育医療 助成制度



診断書等の諸証明申込みは
⑧番文書受付窓口で手続きください



島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター

未熟児養育医療費助成

身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対する医療費の助成制度です

【対象者】

次のいずれかに該当する新生児（生後1年未満）

- （1）出生時体重が2,000g以下
- （2）生活力が特に弱い（体重が2,000gを超えていても対象にあることがあります）

【手続方法】

個人番号及び申請される方の身元が確認できる書類が必要となる場合があります

窓口	住民票のある市町村役場
申請書類	☐ 養育医療給付申請書 ☐ 養育医療意見書 ☐ 世帯調書 ☐ ご家族の収入状況を証明する書類（生計を一にしている家族） 父親及び母親のものと扶養義務者全員（祖父母等）のものも必要

審査

市町村役場で審査があり、承認されると『医療券』が自宅へ送付されます

注意事項

★申請にあたり、出生届を提出し、健康保険の加入手続きをしていることが必要です
★医療券が届きましたら、医療サービス課へご提示してください
★当院は病衣代金等徴収します
保護者等の所得状況に応じた自己負担額があります



当院でのご相談やお問い合わせは、
地域医療連携センターでお受けしております。

島根大学医学部附属病院
地域医療連携センター
電話：0853-20-2193